

参考資料1

第七次看護職員需給見通し（暫定版）常勤換算

（単位：人）

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需 要 見 通 し	1,405,100	1,430,200	1,454,800	1,477,700	1,500,000
① 病 院	900,500	920,000	937,800	952,700	966,200
② 診 療 所	232,300	234,800	237,300	239,700	242,500
③ 助 産 所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④ 訪 問 看 護 ステーション	28,400	29,600	30,800	31,900	33,100
⑤ 介 護 保 険 関 係	152,600	154,000	156,000	159,600	163,300
⑥ 社会福祉施設、在宅 サービス（⑤を除く）	19,600	20,300	20,900	21,500	22,000
⑦ 看 護 師 等 学 校 養 成 所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧ 保 健 所 ・ 市 町 村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨ 事 業 所、研 究 機 関 等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,400
供 給 見 通 し	1,348,800	1,378,900	1,411,600	1,446,700	1,484,600
① 年当初就業者数	1,321,900	1,348,800	1,379,000	1,411,600	1,446,700
② 新卒就業者数	49,500	50,600	51,400	52,500	52,900
③ 再就業者数	121,000	124,200	127,700	130,900	135,300
④ 退職等による 減 少 数	143,500	144,700	146,500	148,300	150,300
需要見通しと供給見通しの差	56,300	51,200	43,200	31,000	15,400
（供給見通し／需要見通し）	96.0%	96.4%	97.0%	97.9%	99.0%

注）四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

※本資料は第6回 第七次看護職員需給見通しに関する検討会（平成22年7月16日）の資料2である

参考 第七次看護職員需給見通し（暫定版）実人員

（単位：人）

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需 要 見 通 し	1,541,500	1,570,200	1,598,100	1,624,000	1,649,900
① 病 院	939,100	959,400	978,700	994,400	1,009,500
② 診 療 所	280,800	284,000	287,100	290,000	293,400
③ 助 産 所	2,700	2,800	2,800	2,800	2,900
④ 訪 問 看 護 ステーション	36,300	37,900	39,500	40,900	42,300
⑤ 介護保険関係	182,400	184,600	187,500	192,100	196,800
⑥ 社会福祉施設、在宅 サービス（⑤を除く）	22,800	23,700	24,400	25,100	25,800
⑦ 看 護 師 等 学 校 養 成 所	18,900	19,000	19,000	19,100	19,100
⑧ 保健所・市町村	42,400	42,600	42,900	43,100	43,300
⑨ 事業所、研究機関等	16,000	16,200	16,400	16,600	16,800
供 給 見 通 し	1,482,600	1,517,700	1,555,700	1,596,500	1,640,300
① 年当初就業者数	1,451,000	1,482,600	1,517,700	1,555,700	1,596,500
② 新卒就業者数	51,100	52,200	53,000	54,100	54,600
③ 再就業者数	140,000	143,700	148,000	151,900	156,800
④ 退職等による 減 少 数	159,300	160,900	163,000	165,200	167,600
需要見通しと供給見通しの差	58,900	52,500	42,400	27,400	9,700
（供給見通し／需要見通し）	96.2%	96.7%	97.3%	98.3%	99.4%

注）四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。

※本資料は第6回 第七次看護職員需給見通しに関する検討会（平成22年7月16日）の資料2である

参考資料2

訪問看護における特例居宅介護サービス費の支給状況調査の集計結果について

調査概要：指定居宅サービスの提供が著しく困難な離島等の地域において、保健師、看護師又は准看護師が訪問看護ステーションの指定基準である2.5人（常勤換算）に満たない事業者に、市町村の判断で特例居宅介護サービス費を支給している実態を把握した。

調査日：平成22年4月

調査対象：全国47都道府県

調査方法：E-mail

都道府県	看護師数 ^(注1) (人)	サービス 受給者数(人) (平成22年1月分)	サービス 利用回数(回) (平成22年1月分)	費用額 ^(注2) (円) (平成22年1月分)
宮城県	1.5	9	24	202,180
東京都 ^(注3)	1	31	122	1,179,170

^(注1) 保健師、看護師、准看護師の合計を常勤換算した値

^(注2) 費用額は保険請求額及び利用者負担額の合計

^(注3) 東京都は看護師の他、非常勤の理学療法士等が訪問看護サービスを提供している

人員基準が満たない訪問看護ステーションの休止・廃止の取扱いについて

調査概要：訪問看護ステーションの指定基準では、保健師、看護師又は准看護師を2.5人（常勤換算）以上確保することが必要である旨、規定しているが、人員基準を満たさない場合の各都道府県の休止・廃止に対する取扱いについて実態を把握した。

調査日：平成22年5月
 調査対象：全国47都道府県
 調査方法：E-mail

1. 平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）において、休止又は廃止したステーション数について

休止 [有] (37都道府県)			休止 [無]
合計	最小値	最大値	
104事業所	1事業所	15事業所	10都道府県

廃止 [有] (39都道府県)			廃止 [無]
平均	最小値	最大値	
219事業所	1事業所	34事業所	8都道府県

2. 平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）において、休止又は廃止したステーションのうち訪問看護ステーションの人員基準である看護職員2.5人以上（常勤換算）を満たさなくなったため、休止又は廃止したステーション数について

休止 [有] (30都道府県)			休止 [無]
合計	最小値	最大値	
67事業所	1事業所	8事業所	17都道府県

廃止 [有] (28都道府県)			廃止 [無]
合計	最小値	最大値	
85事業所	1事業所	15事業所	19都道府県

3. 訪問看護ステーションの人員基準である看護職員2.5人以上（常勤換算）を満たさなくなった場合の具体的な取扱いの基準の有無について

	都道府県数
無	43
有	4

4. ある訪問看護ステーションの看護師が5月10日に急に退職することになり、ステーションの看護師数が1.5人（常勤換算）となった場合の対応について

		都道府県数
①[即休止又は廃止]	5月11日より休止又は廃止とし、基準を満たしてから再度届出を行うように指導	4
②[当該月のみ猶予]	5月中までに人員基準を満たすよう指導し、それでも基準に満たない場合、6月以降は休止・廃止届出書の提出を指示	7
③[当該月+()カ月の猶予]	()月中までに人員基準を満たすよう指導し、それでも基準に満たない場合、()月以降は休止・廃止届出書の提出を指示	5 1カ月(4カ所) 2カ月(1カ所)
④[次回の指定の更新まで猶予]	当該ステーションの次回の指定の更新時までに人員基準を満たすよう指導し、それでも基準に満たない場合は休止・廃止届出書の提出を指示	0
⑤[個別のケースによる]	訪問看護ステーションの状況に応じて、具体的対応を決める	31



⑤[個別のケースによる]の主な具体的内容(複数回答)	都道府県数
a) 人員確保の努力がみられる場合	4
b) 人員確保の目途がある場合	17
c) 経営状態の改善努力がみられる場合	1
d) 過疎地等で人員確保が特に困難と思われる場合	2
e) 過疎地等で地域に事業所が少ない場合	4
f) 利用者へのサービス提供の状況による	4
g) その他(「個別の訪問看護ステーションの事情による」「実地調査により是正する必要がある場合」「速やかに人員基準を満たすよう指導し、それでも基準に満たない場合、休止・廃止届書の提出を行うように指導する」等)	11

都道府県におけるサテライト設置認可の現況調査概要

調査実施者：(社)日本看護協会（平成21年度老人保健健康増進等事業 訪問看護事業所の減少要因の分析及び対応策のあり方に関する調査研究事業）

調査対象：47都道府県介護保険主管部局

調査方法：FAXもしくはE-mail

調査期間：2010年1月18日～1月29日

調査結果

1. 厚生労働省老健局より平成21年2月6日付けで出された事務連絡「訪問看護事業所の出張所等の設置申請の実態調査結果について（情報提供）」の認知状況

厚生労働省老健局より平成21年2月6日付けで出された事務連絡「訪問看護事業所の出張所等の設置申請の実態調査結果について（情報提供）」の認知状況は、「知っている」が43件（91.5%）で9割以上を占めている。

厚生労働省老健局事務連絡の認知状況

	件数	割合
知っている	43	91.5%
知らない	4	8.5%
計	47	100.0%

2. 各都道府県の訪問看護事業所のサテライト設置の認可状況

都道府県におけるサテライト設置の認可状況をみると、「認可している」が42件（89.4%）で、認可していない2件（4.3%）申請がないため方針未決定が3件（6.4%）であった。

サテライト設置の認可状況

	件数	割合
認可している	42	89.4
認可していない	2	4.3
申請がないため方針未決定	3	6.4
計	47	100.0%

3. 訪問看護事業所のサテライト設置を認可していない理由

○訪問看護事業所のサテライト設置を認可していない2自治体の理由

- ・ 交通不便、まとまった数の利用者確保が困難な地域はないために民間の訪問看護事業所が参入しにくい地域はないとの判断のため、本当にサテライトが必要ならば、新規の事業申請を出すように指導してきた。
- ・ 県土が狭いこともあり、山間部も深くないことから、訪問看護に限らず、原則としてサテライトは認めていない。離島等で要望があれば検討するが、現在案件はない。

4. 訪問看護事業所のサテライト設置要件

サテライトを認可している 42 都道府県のサテライト設置要件については、「国の基準に準ずる(地域による限定はない)」が 38 件(90.5%)であり、主事業所とサテライトが離れている場合、中山間地や過疎地域、地域に利用者へサービス提供を行う事業所がない場合等の要件であった。

サテライト設置要件

(訪問看護事業所のサテライト設置を「認可している」と回答した場合)
(複数回答、n=42)

	件数	割合
国の基準に準ずる(地域による限定はない)	38	90.5%
主事業所とサテライトとの距離が離れている場合	2	4.8%
中山間地域	1	2.4%
過疎地域	1	2.4%
その他	5	10.6%

5. サテライトで認めている業務内容

サテライトを認可している 42 都道府県のサテライトで認めている業務内容については、「待機(休憩を含む)や道具の保管、着替え等」が 38 件(90.5%)、「看護職員常駐による、サテライトを拠点とするサービス提供」が 34 件(81.0%)であり、訪問看護計画書及び報告書の作成、看護記録の保管については 29 件(69.0%)が認めていた。

サテライトで認めている業務内容

(複数回答、n=42)

	件数	割合
看護職員常駐による、サテライトを拠点とするサービス提供	34	81.0%
待機(休憩を含む)や道具の保管、着替え等	38	90.5%
訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等の業務	29	69.0%
訪問看護の記録類の保管	29	69.0%
利用者・家族の相談業務	30	71.4%
ケアマネジャー等多職種との会議	29	69.0%
その他	5	11.9%

平成 21 年 2 月 6 日 事務連絡

訪問看護事業所の出張所等の設置申請の実態調査結果について(情報提供)の(抜粋)

サテライト設置申請の調査結果(概要)

調査実施者 (社)全国訪問看護事業協会

調査対象者 (社)全国訪問看護事業協会会員 3,352 か所の訪問看護ステーション
有効回答数は、1,309 か所(39.1%)

調査方法 FAX調査

調査期間 平成 20 年 7 月 30 日～8 月 6 日

調査結果

- サテライト設置の申請を行ったことのある訪問看護ステーションは、104 事業所(7.9%)であった。
- サテライト設置申請を行ったことがある 104 事業所が現在開設しているサテライトの数は 1 箇所が最も多く、56 事業所(53.8%)であった。また、過去に申請したものの開設に至っていない事業所は 19 事業所(18.3%)であった。
- サテライト設置の申請の主な動機については、104 事業所が回答(複数回答)した。その主な回答は「職員の利便性を高める」50 事業所(48.1%)、「利用者の拡大」45 事業所(43.3%)、「サテライト設置申請地域の利用者のニーズがあるため」32 事業所(30.8%)等であった。
- サテライト設置による主な効果では、86 事業所が回答(複数回答)した。その主な回答として「移動距離又は移動時間の短縮」51 事業所(49.0%)、「訪問件数の増加」31 事業所(29.8%)、「収入の増大」19 事業所(18.3%)等の事業所側のメリットと「利用者のニーズに対応できるようになった」28 事業所(26.9%)等の利用者のメリットがあげられた。「利用者のニーズに対応できるようになった」具体的な例としては、「訪問看護事業所のない地域での在宅医療のニーズに対応できるようになった」、「頻回な訪問が可能となった」等があげられていた。
- サテライト設置を申請した 104 の事業所のうち、13 事業所が都道府県より申請を拒否されたと回答した。その理由としては「厚生労働大臣の定める地域に該当しない」が 10 事業所(76.9%)であった。このうち、6 事業所が「地域要件を撤廃している」平成 12 年 4 月以降の設置申請であった。
- 一方、サテライト設置の申請を行わなかった 1,191 事業所の申請を行わなかった理由では、サテライト設置に関する認識が十分でないと思われる回答として、「サテライトを設置するための費用がない」(189 事業所)、「自治体が認めていないと認識している」(48 事業所)、「サテライトを知らない」(26 事業所)、「申請方法がわからない」(34 事業所)、「サテライトの基準に当てはまらないと認識している」(9 事業所)等があげられた。

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）
（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

第 2 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

- ① 利用申込に係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規定が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

第 3 介護サービス

三 訪問看護

1 人員に関する基準

（1）看護師等の員数（居宅基準第 60 条）

- ① 指定訪問看護ステーションの場合（居宅基準第 60 条第 1 項第 1 号）
 - イ 指定訪問看護ステーションにおける保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の員数については、常勤換算方法で 2.5 人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問看護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。
 - ロ 勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等についての勤務延時間数の算定については、指定訪問介護の場合と同様である。
 - ハ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置するものとする（配置しないことも可能である。）。
 - ニ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の看護職員の勤務延時間数とは、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

○「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」(抄)

(平成12年3月31日保発第70号・老発第397号)

第一 総論

- 1 本基準は、指定訪問看護の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定訪問看護事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 基準を満たさない場合には、指定訪問看護事業者の指定は受けられず、また、運営開始後、基準を下回るに至った場合、地方厚生(支)局の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。
- 3 指定訪問看護事業者の指定は、原則として事業所ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「従たる事業所」という。)であって、次の要件を満たすものについては、一体的な指定訪問看護の提供の単位として当該事業所に含めて指定することができる取扱いとすること。
 - (1) 利用申込みに係る調整、指定訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
 - (2) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、従たる事業所の従業者が急病等で指定訪問看護の提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急速代替要員を派遣できるような体制)にあること。
 - (3) 苦情処理や損害賠償等の際して、一体的な対応ができる体制にあること。
 - (4) 事業の目的や運営方針、営業日及び営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
 - (5) 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

第三 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準

2 人員に関する事項

(3) 従たる事業所の人員配置

従たる事業所のうち、効率的な訪問看護の事業を行うことが困難であり、4の(11)に掲げる訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等の業務も含めて行うなど訪問看護の提供の拠点としての機能を果たしているものについては、当該従たる事業所において、利用者数に応じた適正な員数を確保することとし、配置する看護師等(基準第2条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)のうち1人以上は保健師、助産師又は看護師とすること。

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
(抄)

平成11年9月17日 老企25号
各都道府県介護保険主管部(局)長宛
厚生省老人保健福祉局企画課長通知

第1 基準の性格

- 1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名命令に至った経緯等を公示しなければならないなお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること)ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
 - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。
- 4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。